

証券コード 6150

2022年8月10日

株 主 各 位

石川県能美市粟生町西132番地  
**タケダ機械株式会社**  
代表取締役社長 竹田 雄一

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使の方法をご活用するに当たっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年8月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 石川県能美市粟生町西132番地  
当社 本社3階会議室

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応として、昨年度に続き本年も同様にお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第51期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.takeda-mc.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応について、次頁に詳細を記載しておりますので内容をご確認ください。

株主の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応について

この度は、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されている方々には一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

さて、2022年8月25日(木曜日)開催予定の当社第51期定時株主総会において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する取組みとして、下記のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解並びにご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

### 記

#### <書面による議決権行使についてのお願い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、[株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申し上げます。](#)

なお、書面による議決権行使の方法をご活用するに当たっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたく重ねてお願い申し上げます。

#### <ご来場される株主様へのお願い>

- ・ 感染予防にマスク等をお持ちいただき、ご来場の際にはマスク等のご着用をお願い申し上げます。
- ・ 当社の入口、会場の受付付近にアルコール消毒液を準備しております。入退出の際には手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・ 当社の入口にて検温を実施いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。  
なお、37.5℃以上の発熱が認められる方、体調がすぐれないとお見受けする方にはご入場をお断りする場合がございますので、ご了承くださいませよう重ねてお願い申し上げます。
- ・ 当日の受付には2メートルの距離を保つなどの感染予防策を講じているため、受付が混雑し待機されるよう当社の運営スタッフが申し出ることがございます。受付業務の運営にご協力をお願い申し上げます。

- ・ ご来場後、体調がすぐれないと感じられる方は、運営スタッフにお申し出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 会場の座席の間隔を十分に確保するよう対応しているため、座席数が大きく減少しております。来場者数が座席数を超えた時点でご入場をお断りする場合がございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ 感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方又は当日の体調がすぐれない方におかれましては、ご来場に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ 感染予防策として、株主総会を効率よく運営したいと考えております。招集ご通知に記載する内容について、事前のご確認をお願い申し上げます。

#### <株主総会の当社の対応について>

- ・ 当社の役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 議長席に簡易的な飛散防止のシールドを設けさせていただきます。
- ・ 昨年度に続き本年も同様にお土産の配布を取り止めさせていただき、併せて当日のお飲み物の配布につきましても取り止めさせていただきます。
- ・ 報告事項等における詳細なご説明を省略し、簡潔に分かり易くご説明するよう心掛け、株主総会を効率よく運営してまいります。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況により上記内容を更新する場合がございます。

以 上

(提供書面)

## 第 51 期 事 業 報 告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行による深刻な景気後退から官民が一体となり、段階的な経済活動の再開やワクチン接種の普及によって回復傾向にあるものの、ウクライナ問題による地政学的リスクの発生、半導体部品を始めとする一部の製造部品の不足など、生産活動への悪影響が顕在化しており、先行きが不透明なまま推移しました。

このような状況の下、当社グループは「お客様視点のものづくり」を基本原点に、新製品開発の促進、提案営業の展開、保守サービスの充実、付加価値の改善等に取り組み、当連結会計年度の課題では新しいタケダをアピールしようとコーポレートロゴの商標変更、新製品のブランディング活動を展開し、製造納期の長期化、収益の改善では内製化と生産性の向上で対応しようと注力してまいりました。当該感染症の影響は第49期(2020年5月期)の第4四半期から続き、展示会の中止による商機の消失、お客様の機械稼働の低下といった状況から立ち直りつつあるものの、当連結会計年度から新たに鋼材価格の高騰、部品納期の長期化といった影響を受け、予断を許さない事業環境は継続しております。

当連結会計年度の売上高は4,444百万円(前年同期比27.0%増)、営業利益は373百万円(前年同期比263.0%増)、経常利益は409百万円(前年同期比129.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は260百万円(前年同期比119.3%増)となりました。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用による影響は、売上高は12百万円、営業利益は12百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は0百万円減少しております。

当社グループにおける品目別売上高の概況は、以下のとおりであります。

#### 「形鋼加工機」

継続する新型コロナウイルス感染症、鋼材等の原材料価格の高騰による影響からホテル、オフィス等の中小物件の建設は延期又は中止により落ち込みましたが、都市部を中心とした鋼構造物プロジェクトや物流倉庫、データセンター等の建設は堅調に推移し、売上高は2,927百万円(前年同期比39.7%増)となりました。

#### 「丸鋸切断機」

鋼材加工業界は生産活動を持ち直したものの、自動車関連業界は半導体部品の不足による生産調整を受けて設備投資が低調に推移し、売上高は338百万円(前年同期比7.0%減)となりました。

#### 「金型」

形鋼加工機に付帯する金型の出荷の増加やお客様の機械稼働の改善による金型単体の需要増加を受け、売上高は401百万円(前年同期比14.0%増)となりました。

#### 「受託事業・その他」

工作機械の生産環境が回復したことに加え、設備を強化したことが功を奏し、子会社のタケダ精機株式会社の売上高が178百万円(前年同期比36.5%増)となったことから、売上高は183百万円(前年同期比30.1%増)となりました。

#### 「部品・サービス」

お客様の機械稼働が改善したことに加え、迅速な対応で「お客様満足度の向上」を図るようサービス活動を展開し、売上高は593百万円(前年同期比8.5%増)となりました。

なお、部品の売上高は504百万円(前年同期比10.9%増)、サービスの売上高は88百万円(前年同期比3.5%減)となっております。

品目別売上高の内訳は、次のとおりであります。

期 別 品 目		第50期		第51期 (当連結会計年度)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
製 品	形 鋼 加 工 機	2,095,967	59.9	2,927,764	65.9
	丸 鋸 切 断 機	364,172	10.4	338,657	7.6
	金 型	351,760	10.1	401,046	9.0
	受 託 事 業 ・ そ の 他	140,909	4.0	183,316	4.1
	小 計	2,952,809	84.4	3,850,784	86.6
	部 品	455,343	13.0	504,847	11.4
	サ ー ビ ス	92,012	2.6	88,806	2.0
	合 計	3,500,164	100.0	4,444,438	100.0

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は182百万円であります。主に製造設備の老朽化対応等に設備投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様視点のものづくり」を基本原点に、建築鉄骨業界・製缶板金業界に形鋼加工機、自動車関連業界・鋼材加工業界に丸鋸切断機を主力製品として事業を展開し、グローバルな競合他社に負けない競争力を強化すべく基盤体制づくりを進めております。

対処すべき課題として、以下に掲げる事項に取り組み、市場の拡大を図り、企業価値を高め、安定した収益を確保できる企業体質の構築を目指してまいります。

### ① 新製品の開発

お客様の慢性的な人手不足の問題に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、設備の省人化・省段取りの需要が高まっていることから新製品開発の強化を図るよう年間2機種の開発を目指し、スピード感を持って対応するほか、お客様固有のご要望(客先仕様機)にも積極的に取り組んでまいります。

中長期的には国内外の個々のお客様を始め、市場全体が求める半歩先のニーズを捉えるマーケティング力を養い、新製品開発力の向上を図ってまいります。

② ブランディング活動の継続

機能を向上させた新製品の外観を演出するようデザインを刷新し、タケダブランドの認知度向上に向け、その魅力を積極的に発信するようブランディング活動を強化してまいります。

③ 付加価値の向上

I C T技術を積極的に活用し、生産活動の向上や業務改善活動の浸透に取り組むほか、お客様からの信頼を獲得するよう品質向上の強化を図り、ムダ取りを徹底することによって、課題である市場変動に対応した適正在庫のコントロールを具現化してまいります。

このほかの中長期的な戦略として、I C T技術が備わった製品販売とお客様が求めるサービスの充実を目指し、付加価値を生み出す高収益企業を目指してまいります。

④ 海外販売戦略の再構築

新規販売店の開拓、現地販売店の教育や市場調査を終えたことからマレーシア駐在所を閉鎖し、海外販売戦略の再構築を図ってまいります。

中長期的には重点エリアとする東南アジアの鋼構造物及びインフラ整備の需要を取り込み、海外売上高の拡大を目指してまいります。

⑤ 人材育成の強化

O J T・O F F－J Tによる自律した人材の育成に積極的に努め、各種資格取得推進による従業員の成長と技術・技能レベルの向上を図るなど、当社グループ全体の総合技術力・人間力の強化に積極的に努めてまいります。

⑥ 企業価値の向上

社会が求める多様化する雇用、自然環境等への対応と企業活動の共存を図り、企業の持続可能な成長を可能とする活動に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 2019年5月期	第49期 2020年5月期	第50期 2021年5月期	第51期 (当連結会計年度) 2022年5月期
売上高(千円)	6,141,621	5,056,410	3,500,164	4,444,438
経常利益(千円)	861,120	542,084	178,175	409,016
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	640,224	350,947	118,974	260,928
1株当たり当期純利益(円・銭)	695.89	381.51	129.36	283.73
総資産(千円)	6,384,500	6,447,290	6,352,227	6,739,336
純資産(千円)	3,745,968	4,029,618	4,071,187	4,318,523
1株当たり純資産額(円・銭)	4,071.98	4,380.93	4,426.76	4,696.05

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タケダ精機株式会社	96百万円	100.0%	製缶・板金、製品・装置等の製造販売

(注) 連結子会社は上記の1社であります。なお、持分法適用会社はありません。

## (7) 主要な事業内容(2022年5月31日現在)

- ① 形鋼加工機、丸鋸切断機、金型の製造及び販売、受託生産
- ② 上記に附帯する一切の業務

(8) 主要な拠点 (2022年5月31日現在)

① 本社及び工場 石川県能美市粟生町西132番地

② 営業所及び駐在所

名 称	所 在 地
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
北 関 東 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
東 京 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
北 陸 営 業 所	石 川 県 能 美 市
大 阪 営 業 所	大 阪 府 箕 面 市
広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
九 州 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
マレーシア駐在所	Selangor, Malaysia

(9) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
178名	3名増

(注) 従業員数には、パート等の臨時従業員21名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	3名増	40.9歳	13.9年

(注) 従業員数には、パート等の臨時従業員17名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年5月31日現在)

借 入 先	借入額 (千円)
株式会社 北 國 銀 行	375,938
株式会社 福 井 銀 行	257,653
株式会社 日本政策金融公庫	200,000

2. 株式の状況 (2022年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,080,000株

(2) 発行済株式の総数 1,020,000株(うち自己株式 76,393株)

(3) 株主数

910名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社テーエスワイ	116	12.40
竹田雄一	96	10.18
タケダ機械取引先持株会	53	5.67
伊藤石典	47	5.00
株式会社北國銀行	47	4.98
株式会社福井銀行	30	3.18
竹田咲子	27	2.94
東海東京証券株式会社	26	2.79
竹田貴子	26	2.76
伊藤勝信	24	2.64

(注) 持株比率は、自己株式(76,393株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況(2022年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	竹田雄一	タケダ精機株式会社 代表取締役社長
専務取締役	吉田末広	営業本部長
取締役	鈴木修平	管理本部長
取締役	伊藤石典	生産本部長
取締役	金田栄悟	公認会計士金田栄悟事務所代表、金田栄悟税理士事務所代表
常勤監査役	西出盛久	
監査役	村西卓	村西卓税理士事務所所長
監査役	阿慈知幸雄	

- (注) 1. 取締役 金田栄悟氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 村西卓、阿慈知幸雄の両氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役 金田栄悟、監査役 村西卓の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役 村西卓氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

2021年8月26日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって、監査役 岡安勉氏は辞任により退任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を取締役 金田栄悟、監査役 村西卓及び阿慈知幸雄の3氏との間で締結しており、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者は子会社を含め、現任する全ての取締役及び監査役、過去10年までの退任した全ての取締役及び監査役を対象とし、保険料は当社の負担としております。

当該契約の内容は、保険期間中に被保険者の職務の執行が起因し、損害賠償請求がなされたことによって被る被害を填補するもので、その填補に限度額を設けております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (a) 当該方針の決定の方法

当社は、各取締役の職責を踏まえ、従業員給与とのバランス、同規模程度の他社水準を考慮しつつ適正な水準とする、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年2月22日開催の取締役会においてこれを決議しております。

#### (b) 当該方針の内容の概要

当社は、取締役の報酬のうち基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与とのバランス、同規模程度の他社水準を総合的に考慮して決定しており、賞与は当社の業績及びその貢献度に応じて検討し、毎年一定の時期に支給する又は支給しないことを決定しております。

なお、退職慰労金は社外取締役を除き、役位や在任年数等に対する功労、同規模程度の他社水準等を考慮した当社の基準をもって算定し、最終的なその報酬額、支払方法等を株主総会の決議により決定しております。

- (c) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の報酬等の内容を決定するに当たっての概要は、③項に記載しております。  
当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について「役員報酬規程」「役員退職慰労金規程」に基づき検討し、当該方針に沿うものであると最終的に判断しております。
- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
当社は、1991年8月28日開催の第20期定時株主総会の決議(その株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役は2名であります。)により、取締役及び監査役の基本報酬及び賞与の限度額について、取締役は年間216,000千円以内、監査役は年間24,000千円以内とそれぞれ定めております。  
なお、取締役及び監査役の退職慰労金は、その都度、株主総会に上程し、その決議により決定しております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬額についての具体的内容の検討を代表取締役社長 竹田雄一氏に委任することを決議しております。  
その内容は各取締役の基本報酬の額、当社の業績及びその貢献度に対する賞与の額、当社の基準に基づく在任期間中の功労に対する退職慰労金の額の算定であり、これらの算定を委任した理由は当社全体の業績や財政状態を俯瞰しつつ、各取締役の執行する業務、在任期間の役位に応じた功労の評価を行う役割として代表取締役社長が最適であるとの判断によるものであります。
- ④ 業績連動報酬等に関する事項  
該当事項はありません。
- ⑤ 非金銭報酬等の内容  
該当事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	82,504 (1,900)	59,574 (1,800)	15,100 (100)	7,830 (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,179 (1,400)	5,879 (1,200)	300 (200)	— (—)	4 (2)
合 計	88,683	65,453	15,400	7,830	9

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記に記載する賞与は、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額であります。  
 3. 上記に記載する退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 4. 当社の「役員退職慰労金規程」には、社外役員に対して退職慰労金を支給しないことを定めております。  
 5. 上記の支給額には、2021年8月26日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名の報酬が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	金 田 栄 悟	公認会計士金田栄悟事務所	代表	当社と公認会計士金田栄悟事務所及び金田栄悟税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		金田栄悟税理士事務所		
監査役	村 西 卓	村西卓税理士事務所	所長	当社と村西卓税理士事務所との間に取引があり、その取引額は当社の事業年度における売上高の0.1%以下であります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 金 田 栄 悟	当期開催された取締役会17回のうち12回出席しております。公認会計士、税理士事務所代表としての経験、公認会計士、税理士としての豊富な監査経験や専門的知見に基づき、取締役会での議案審議等に対する積極的な発言のほか、期待される役割に基づき、他の取締役の職務の執行状況、経営の妥当性などの経営に関する監督や助言を行い、適切にその役割を果たしております。
監査役 村 西 卓	当期開催された取締役会17回のうち12回出席し、監査役会13回のうち12回出席しております。税務行政の豊富な経験、税理士としての専門的知見に基づくガバナンスの観点から、取締役会及び監査役会では必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。
監査役 阿 慈 知 幸 雄	当期開催された取締役会17回のうち12回出席し、監査役会13回のうち12回出席しております。金融業の豊富な専門的知見及び経営経験に基づく経営の監督や効率化の観点から、取締役会及び監査役会では必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、会計監査人の解任を決定し、会計監査人の監査品質・総合的な監査能力等に欠陥がある場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

#### ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会に内部統制委員会を設け、法令及び定款、社内規程の遵守に適合する内部統制システムを構築しております。当該委員会の推進機関である内部監査委員会は、計画的な内部監査活動と内部監査体制を確立し、内部統制システムの整備・運用と業務におけるその有効性・効率性を確保しております。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の情報(電磁的記録を含む。)は、「文書管理規程」等に基づき、管理部が保存・管理を行っております。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「経営リスク管理規程」等に基づき、内部統制委員会が経営リスクに関する基本方針を定め、その見直しや新たな経営リスクに対処しております。このほか、製造物責任法にはPL対策委員会、自然災害等には緊急対策本部を設けるなど、体系的に的確かつ迅速な対応が行えるよう整備しております。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役の職務権限を定め、取締役会は取締役の経営責任を明確にし、変化する経営環境に対して職務の執行が迅速に対応できる体制と社外取締役によるモニタリング体制により、ガバナンスが実効的に機能する経営体制を構築しております。取締役会は、毎月の定時取締役会や必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役の職務の執行状況や策定した経営目標に対して検証を行うなど、効率的な経営の意思決定を行っております。



**⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**(a) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は子会社の経営管理事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役を兼務する当社の取締役(以下「当社の兼務取締役」という。)は子会社の取締役会等の重要会議に出席し、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会に報告をしております。

**(b) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、子会社を経営リスク管理事項として③項の体制に定め、当社グループ全体の経営リスク管理を行っております。当社の兼務取締役は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営リスク管理を推進しております。

**(c) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社の取締役会が毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催するよう推進し、当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう監督しております。

**(d) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社の管理部担当取締役は当社の①項の体制に準ずるよう子会社の行動規範を整備し、当社の監査役及び監査室は子会社の取締役と協議し、内部監査を実施しております。

子会社の代表取締役社長は、当該会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款、社内規程を遵守するよう徹底を図り、当社の兼務取締役は、これを監督しております。

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合は、専門性のある必要な使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令に従うことを定めております。

**⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、前号の使用人に対する人事事項には監査役会の事前同意を得ること、また、監査役の必要な指揮命令権や当該使用人の職務の執行には不当な制限をしないことを定めております。

当該使用人は職務の執行に当たり監査役と協議し、監査役は当該使用人の執行する職務に帯同し監督するなど、当該使用人に対する指示の実効性を高めるよう努めております。

**⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

**(a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制**

当社は、取締役会等の重要会議に監査役の出席を要請し、監査役に報告をしております。また、監査役が監査に必要な質疑、資料等を求めた場合は、迅速に対処しております。

内部通報は、内部の通報窓口(管理部担当取締役)と独立した外部の通報窓口を設け、監査役に報告をしております。

**(b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の監査役に報告をしております。

子会社からの内部通報は、⑧項(a)と同様の対処をしております。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の管理部担当取締役は、「内部通報対応規程」に基づき、内部通報者が不利な取扱いを受けないよう対応しております。

**⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は監査役の職務の執行に生ずる全ての監査費用を支払い、監査役は職務の執行の効率性・適正性に留意しております。

### ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が実効的な監査体制を整備するよう要請した場合は、適切に対処しております。また、監査役は、取締役及び使用人との情報交換や業務内容を調査するなど、監査の実効性を高めるよう努め、会計監査人との緊密な連携によって監査の充実を図りつつ、会計監査人の監査の独立性・適正性を監視するなど、監査役の監査が実効的に行われるよう職務を執行しております。

## (2) (1) 項における運用状況の概要

### ① 企業統治の体制

当社の企業統治体制は、監査役制度を採用し、社外取締役1名を含めた取締役5名の取締役会、社外監査役2名を含めた監査役3名の監査役会で構成しており、経営の合議機能・監視機能・牽制機能を構築し、健全性・公平性・透明性を担保する体制としております。

当社の内部統制システムは、取締役会に設けられた内部統制委員会と取締役、監査役及びこのほかの内部監査委員で構成する計19名の内部監査委員会により、内部統制システムの整備・運用と業務におけるその有効性・効率性を評価しております。

### ② 取締役会及び内部統制委員会の主な運用状況

取締役会は、各取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営計画の進捗状況、経営リスク等の審議をしております。

内部統制委員会は、財務報告に係る全社的な内部統制システムは適切であると判断しております。

### ③ 内部監査委員会の主な運用状況

内部監査委員長(監査室長)は、当社及び子会社の内部監査を実施し、内部統制委員会、内部監査委員会、常勤監査役にそれぞれ報告を行い、業務が適切であることを確認しております。

内部監査委員会は、業務の運用状況の改善案等を審議し、毎月のモニタリングを実施するなど、内部統制システムを推進しております。

### ④ 監査役会の主な運用状況

監査役会は、監査役監査基準に基づき、審議をしております。

各監査役は取締役会において発言を行い、常勤監査役はその他の重要な経営会議等にも出席して発言、調査を行うなど、監査の充実を図っております。

#### ⑤ その他の主な運用状況

毎月開催する安全衛生委員会は、5 S活動の推進や労働環境の改善に取り組み、職場の活性化を図っております。

製品のクレームにおける経営リスクは、品質保証課が主体となってリスクマネジメントを推進し、各サービス課員がクレーム対応の窓口となってお客様の満足に努めております。その内容は、担当取締役様に報告されております。

### 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,279,958</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,769,341</b>
現金及び預金	1,335,692	支払手形及び買掛金	381,714
受取手形	376,575	短期借入金	400,000
売掛金	699,335	1年内返済予定の長期借入金	398,688
製品	1,012,041	リース債務	76,857
仕掛品	421,557	未払法人税等	150,108
原材料	418,347	賞与引当金	119,514
その他	16,408	役員賞与引当金	21,400
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,459,377</b>	製品保証引当金	12,280
<b>有形固定資産</b>	<b>1,964,514</b>	その他	208,778
建物及び構築物	528,367	<b>固 定 負 債</b>	<b>651,472</b>
機械装置及び運搬具	170,840	長期借入金	346,335
土地	967,629	リース債務	224,483
リース資産	268,938	役員退職慰労引当金	74,383
その他	28,737	その他	6,270
<b>無形固定資産</b>	<b>107,649</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,420,813</b>
リース資産	49,066	純 資 産 の 部	
その他	58,582	科 目	
<b>投資その他の資産</b>	<b>387,214</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,319,257</b>
投資有価証券	119,558	資 本 金	1,874,083
保険積立金	177,372	資 本 剰 余 金	44,103
繰延税金資産	72,580	利 益 剰 余 金	2,570,095
その他	20,843	自 己 株 式	△169,024
貸倒引当金	△3,140	その他の包括利益累計額	△734
		その他有価証券評価差額金	△734
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,739,336</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,318,523</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,739,336</b>

# 連結損益計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,444,438
売上原価		3,138,766
売上総利益		1,305,671
販売費及び一般管理費		932,212
営業利益		373,459
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	3,114	
仕入割引	20,123	
助成金収入	25,108	
その他の	10,013	58,387
営業外費用		
支払利息	12,501	
保険解約損	9,377	
その他	950	22,830
経常利益		409,016
特別利益		
固定資産売却益	69	69
特別損失		
固定資産除却損	456	456
税金等調整前当期純利益		408,629
法人税、住民税及び事業税	174,632	
法人税等調整額	△26,931	147,701
当期純利益		260,928
親会社株主に帰属する当期純利益		260,928

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年6月1日残高	1,874,083	44,103	2,337,962	△168,870	4,087,278
会計方針の変更による累積的影響額			△1,204		△1,204
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,874,083	44,103	2,336,757	△168,870	4,086,073
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△27,590		△27,590
親会社株主に帰属する当期純利益			260,928		260,928
自己株式の取得				△154	△154
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	233,338	△154	233,183
2022年5月31日残高	1,874,083	44,103	2,570,095	△169,024	4,319,257

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
2021年6月1日残高	△16,091	△16,091	4,071,187
会計方針の変更による累積的影響額			△1,204
会計方針の変更を反映した当期首残高	△16,091	△16,091	4,069,982
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△27,590
親会社株主に帰属する当期純利益			260,928
自己株式の取得			△154
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	15,357	15,357	15,357
連結会計年度中の変動額合計	15,357	15,357	248,540
2022年5月31日残高	△734	△734	4,318,523





③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社グループ所定の基準により計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に形鋼加工機、丸鋸切断機、金型の製造及び販売、受託生産、これらに附帯する一切の業務を主な事業としております。これらの取引価格の算定は、顧客との契約に基づく対価で算定しておりますが、国内外の顧客との取引の間で生じる売上割引取引及び売上リベート取引については、顧客との契約対価から当該金額を控除しております。

形鋼加工機及び丸鋸切断機並びにこれらと同時に契約された金型、部品及び役務提供(据付、移設作業等)の収益は、顧客に支配が移転する履行義務の充足に一定の期間を要することから検収基準によって認識しております。また、形鋼加工機及び丸鋸切断機の納品を伴わない金型、部品の収益は出荷から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間であることから出荷基準によって、サービスの収益は修理、移設等の作業完了時点を履行義務の充足とし、検収基準によって認識しております。

製品(その他)の収益は、主に受託事業として他社の部品加工、組立の製造を請け負うもの(受託生産)であり、その生産品の完成及び引渡しを履行義務の充足とし、出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間であることから出荷基準によって認識しております。

なお、国外販売の収益については、貿易条件を履行義務とし、これを充足した時点で認識しております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

### 1. 製品販売取引

一部の製品販売取引について、従来は出荷基準によって収益を認識しておりましたが、契約条件等に基づき、これを検収基準によって収益を認識する方法に変更しております。

### 2. 売上割引取引

従来は営業外費用として処理しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

### 3. 売上リベート取引

従来は販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積もり、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に区分して表示しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書の売上高は12,861千円、営業利益は12,861千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は13千円減少しております。当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書は期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は1,204千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であり、記載を省略しております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。「金融商品に関する注記」においては、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 【重要な会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその金額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 78,012千円

繰延税金負債 5,431千円

(注) 連結貸借対照表に表示する繰延税金資産の金額は、繰延税金負債と相殺しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の計上額を見積もるに当たり、事業計画に基づいて将来の減算一時差異及び繰越欠損金の一部が将来の課税所得の見積りに対して減算できる可能性を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りを行うに当たっては、当該感染症の影響が及ぼす期間の仮定について、翌連結会計年度以降の業績に与える悪影響は緩やかに回復するものとし、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

将来の不確実な経営環境又は当該感染症の影響を受け、将来の課税所得の見積りが実際に生ずる結果と異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,506,298千円

2. 当座貸越契約

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,850,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	2,450,000千円

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,020,000	—	—	1,020,000

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	100,323	70	—	100,393

(注) 普通株式の自己株式の増加70株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	28,430千円	30円00銭	2021年5月31日	2021年8月27日

(注) 配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	47,180千円	50円00銭	2022年5月31日	2022年8月26日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金が含まれております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。借入金の用途は運転資金であり、リース債務は設備投資に必要な資金調達を目的としております。また、受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	119,558	119,558	—
資 産 計	119,558	119,558	—
(1) 長期借入金	745,023	744,371	△651
(2) リース債務	301,340	300,538	△801
負 債 計	1,046,363	1,044,910	△1,452

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似していることから、記載を省略しております。
2. 長期借入金には、連結貸借対照表の流動負債の欄に表示する1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
3. リース債務には、連結貸借対照表の流動負債の欄に表示するリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	119,558	—	—	119,558
資 産 計	119,558	—	—	119,558

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 長期借入金	—	744,371	—	744,371
(2) リース債務	—	300,538	—	300,538
負債計	—	1,044,910	—	1,044,910

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは金属加工機械事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、品目別に記載しております。

(単位:千円)

	製 品					部 品	サービ	合 計
	形鋼加工機	丸鋸切断機	金型	その他	小 計			
外部顧客 への売上高	2,927,764	338,657	401,046	183,316	3,850,784	504,847	88,806	4,444,438

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、4. 会計方針に関する事項、(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産についての該当事項はありません。契約負債は「前受金」であり、契約負債の残高は軽微で重要性が乏しく、重要な変動もないことから、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	4,696円 5銭
2. 1株当たり当期純利益	283円73銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

1. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	39,934千円
退職給付費用	39,934千円

2. 金額の表示単位について

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,820,899</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,490,174</b>
現金及び預金	1,023,058	支払手形	241,468
受取手形	371,613	買掛金	173,970
売掛金	667,128	短期借入金	350,000
製品	997,322	1年内返済予定の長期借入金	251,240
仕掛材	427,240	リース債	37,247
原材料	319,786	未払金	110,195
前払費用	14,005	未払法人税等	3,217
前渡の金	1	未前払引当金	139,228
その他	743	預り金	569
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,042,794</b>	賞与引当金	72
<b>有形固定資産</b>	<b>1,453,914</b>	役員賞与引当金	98,462
建物	380,471	製品保証引当金	15,400
構築物	18,868	その他	12,280
機械及び装置	144,765	<b>固 定 負 債</b>	<b>440,899</b>
車両運搬具	3,721	長期借入金	242,315
工具器具及び備品	26,419	リース債	136,060
土地	733,845	役員退職慰労引当金	61,212
リース資産	145,823	その他	1,310
<b>無形固定資産</b>	<b>85,593</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,931,074</b>
電話加入権	840	純 資 産 の 部	
商標権	1,816	科 目	金 額
意匠権	2,373	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,935,037</b>
ソフトウェア資産	52,904	資本金	1,874,083
リース資産	27,658	利益剰余金	2,254,001
<b>投資その他の資産</b>	<b>503,286</b>	利益準備金	47,574
投資有価証券	115,238	その他利益剰余金	2,206,427
関係会社株	159,906	固定資産圧縮積立金	2,620
出資金	180	繰越利益剰余金	2,203,806
保険積立金	155,198	<b>自 己 株 式</b>	<b>△193,047</b>
繰延税金資産	57,690	評価・換算差額等	△2,417
その他	15,073	その他の有価証券評価差額金	△2,417
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,863,694</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,932,620</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,863,694</b>



# 損 益 計 算 書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,265,834
売 上 原 価		3,088,229
売 上 総 利 益		1,177,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		858,119
営 業 利 益		319,485
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	9,855	
仕 入 割 引	27,214	
助 成 金 収 入	19,571	
そ の 他	6,374	63,040
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,273	
そ の 他	568	8,841
経 常 利 益		373,684
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	160	160
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	31	31
税 引 前 当 期 純 利 益		373,813
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	148,188	
法 人 税 等 調 整 額	△17,951	130,237
当 期 純 利 益		243,575

## 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から)  
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金	
		固定資産圧縮積立金			
2021年6月1日残高	1,874,083	44,731	4,279	1,991,050	2,040,061
会計方針の変更による累積的影響額				△1,204	△1,204
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,874,083	44,731	4,279	1,989,846	2,038,856
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△28,430	△28,430
当期純利益				243,575	243,575
利益準備金の積立		2,843		△2,843	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△1,658	1,658	—
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	2,843	△1,658	213,960	215,145
2022年5月31日残高	1,874,083	47,574	2,620	2,203,806	2,254,001

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年6月1日残高	△186,150	3,727,993	△15,952	△15,952	3,712,041
会計方針の変更による累積的影響額		△1,204			△1,204
会計方針の変更を反映した当期首残高	△186,150	3,726,789	△15,952	△15,952	3,710,836
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△28,430			△28,430
当期純利益		243,575			243,575
利益準備金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△6,896	△6,896			△6,896
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			13,534	13,534	13,534
事業年度中の変動額合計	△6,896	208,248	13,534	13,534	221,783
2022年5月31日残高	△193,047	3,935,037	△2,417	△2,417	3,932,620

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	2年～10年
車両運搬具	4年～6年
工具器具及び備品	3年～15年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(販売機械組込み用)については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社所定の基準により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に形鋼加工機、丸鋸切断機、金型の製造及び販売、受託生産、これらに附帯する一切の業務を主な事業としております。これらの取引価格の算定は、顧客との契約に基づく対価で算定しておりますが、国内外の顧客との取引の間で生じる売上割引取引及び売上リベート取引については、顧客との契約対価から当該金額を控除しております。

形鋼加工機及び丸鋸切断機並びにこれらと同時に契約された金型、部品及び役務提供(据付、移設作業等)の収益は、顧客に支配が移転する履行義務の充足に一定の期間を要することから検収基準によって認識しております。また、形鋼加工機及び丸鋸切断機の納品を伴わない金型、部品の収益は出荷から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の間であることから出荷基準によって、サービスの収益は修理、移設等の作業完了時点を履行義務の充足とし、検収基準によって認識しております。

製品(その他)の収益は、主に受託事業として他社の部品加工、組立の製造を請け負うもの(受託生産)であり、その生産品の完成及び引渡しを履行義務の充足とし、出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の間であることから出荷基準によって認識しております。

なお、国外販売の収益については、貿易条件を履行義務とし、これを充足した時点で認識しております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

1. 製品販売取引

一部の製品販売取引について、従来は出荷基準によって収益を認識しておりましたが、契約条件等に基づき、これを検収基準によって収益を認識する方法に変更しております。

## 2. 売上割引取引

従来は営業外費用として処理しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

## 3. 売上リベート取引

従来は販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益計算書の売上高は12,861千円、営業利益は12,861千円、経常利益及び税引前当期純利益は13千円減少しております。当事業年度の株主資本等変動計算書は期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は1,204千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であり、記載を省略しております。

### 【表示方法の変更に関する注記】

#### (損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」9,289千円(当事業年度は117千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### 【重要な会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその金額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 繰延税金資産の回収可能性

##### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 58,837千円

繰延税金負債 1,146千円

(注) 貸借対照表に表示する繰延税金資産の金額は、繰延税金負債と相殺しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
 連結注記表の「重要な会計上の見積りに関する注記、繰延税金資産の回収可能性」に記載する内容と同一であります。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,707,539千円  
 2. 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,400,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	2,050,000千円

3. 関係会社に対する金銭債務  
 短期金銭債務 96,540千円

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高  
 仕入高 655,338千円  
 (2) 営業取引以外の取引による取引高 22,204千円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	72,323	4,070	—	76,393

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加70株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の増加4,000株は、連結子会社であるタケダ精機株式会社が利益剰余金を原資とする配当として、当該会社が保有する当社普通株式を当社に現物配当したものであります。

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

棚卸資産評価損	7,182千円
投資有価証券評価損	152千円
ゴルフ会員権評価損	3,425千円
製品保証引当金	3,738千円
減価償却費	3,205千円
賞与引当金	29,971千円
未払事業税	8,284千円
役員退職慰労引当金	18,633千円
その他有価証券評価差額金	1,057千円
その他の	5,790千円
繰延税金資産小計	81,441千円
評価性引当額	△22,604千円
繰延税金資産合計	58,837千円

### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,146千円
繰延税金負債合計	△1,146千円
繰延税金資産の純額	57,690千円

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 1. 役員及び個人主要株主等

関連当事者との取引に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	タケダ精機株式会社	96,000	製缶・板金、製品・装置等の製造販売	所有直接 100.00	仕入先	機械部品の仕入等(※1)	655,338	支払手形	37,932
								買掛金	58,268
								未払金	338
						仕入割引(※2)	11,317	—	—
					受取配当金(※3)	6,742	—	—	

- (注) 1. 上記の金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ※1 取引価格については、市場価格を勘案してその都度交渉の上で決定しております。
  - ※2 仕入割引については、市場金利を勘案して合理的に割引率を決定しております。
  - ※3 連結子会社であるタケダ精機株式会社が利益剰余金を原資とする配当として、当該会社が保有する当社普通株式4,000株を当社に現物配当したものであります。

**【収益認識に関する注記】**

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載する内容と同一であります。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1. 1株当たり純資産額	4,167円65銭
2. 1株当たり当期純利益	257円96銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

**【その他の注記】**

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年 7 月13日

タケダ機械株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 島 徳 朗

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 是 人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タケダ機械株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タケダ機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

タケダ機械株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 島 徳 朗

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 是 人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タケダ機械株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月25日

タケダ機械株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	西 出 盛 久	Ⓔ
社 外 監 査 役	村 西 卓	Ⓔ
社 外 監 査 役	阿 慈 知 幸 雄	Ⓔ

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとしており、当社グループの経営体質の強化と将来の事業展開に向けて必要な内部留保を確保しつつ、配当性向、業績を総合的に勘案した配当を継続していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、これらの配当政策に基づき、当期の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 50円 総額 47,180,350円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を以下のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 当社定款の軽微な条文の整備及び文言の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総__則 第1条(商__号) 当社は、タケダ機械株式会社と称し、英文名では、 <u>TAKEDA MACHINERY CO.</u> , LTD. と表示する。	第1章 総則 第1条(商号) 当社は、タケダ機械株式会社と称し、英文名ではTAKEDA MACHINERY CO. , LTD. と表示する。

現行定款	変更案
<p>第2条（目__的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造及び販売</p> <p>(2) 前号（1）に関連する部品、付属品の製造及び販売並びに仕入販売</p> <p>(3) 前号（1）（2）の修理、保守、<u>検査</u></p> <p>(4) 前号（1）の据付</p> <p>(5) 金型の仕入販売</p> <p>(6) 機械（部品加工、組立）の受託生産</p> <p>(7) 古物売買業</p> <p>(8) 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 （条文省略）</p> <p>第4条（機__関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 （条文省略）</p> <p>第2章 株__式</p> <p>第6条～第9条 （条文省略）</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>（条文省略）</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造及び販売</p> <p>(2) 前号（1）に関連する部品、付属品の製造及び販売並びに仕入販売</p> <p>(3) 前号（1）（2）の修理、保守<u>及び検査</u></p> <p>(4) 前号（1）の据付</p> <p>(5) 金型の仕入販売</p> <p>(6) 機械（部品加工、組立）の受託生産</p> <p>(7) 古物売買業</p> <p>(8) 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 （現行どおり）</p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 （現行どおり）</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 （現行どおり）</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>



現行定款	変更案
<p>第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長) (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長) (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>第19条 (選任方法) (条文省略)</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第20条 (任期) (条文省略)</p> <p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3</u> 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める「<u>取締役会規程</u>」による。</p> <p>第23条 (代表取締役及び役付取締役) (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第19条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第20条 (任期) (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長、<u>招集通知</u>) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>3</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>4</u> 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める取締役会規程による。</p> <p>第23条 (代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 (員数) 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第28条 (選任方法) 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第29条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第30条 (監査役会の招集通知) 監査役の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>第34条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 (員数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第28条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第29条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第30条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (任 期)</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>本定款の改正は、社長が起案して、取締役会で承認し、株主総会の決議による。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (任期)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第16条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p>2 前項にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>本定款の改正は、社長がこれを起案し、取締役会が承認の上、株主総会の決議による。</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の 数
1	たけ だ ゆう いち 竹 田 雄 一 (1975年4月19日生)	2006年8月 当社入社 2008年6月 営業部(工機チーム)課長 2009年6月 営業部部長 2009年12月 経営企画室長 2010年8月 専務取締役経営企画室長(営業部管掌) 2013年6月 代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) タケダ精機(株) 代表取締役社長	96,030株
2	よし だ すえ ひろ 吉 田 末 広 (1957年10月13日生)	1990年12月 (株)タケダテクニカル(現当社)入社 2003年6月 営業部課長(広島営業所長) 2009年6月 営業部部長(大阪営業所長) 2009年12月 営業部西日本担当部長 2010年8月 取締役営業部長(技術サービス部管掌) 2014年6月 常務取締役営業部長 2017年6月 専務取締役営業本部長(現任)	1,700株
3	すず き しゅう へい 鈴 木 修 平 (1962年12月27日生)	1985年4月 (株)北國銀行入行 2014年4月 同行監査部長 2016年4月 同行退職 2016年4月 当社入社(管理部付) 2016年8月 取締役管理部長(現任)	700株
4	い とう いし のり 伊 藤 石 典 (1973年9月5日生)	2012年3月 コマツ産機(株)退職 2012年4月 タケダ精機(株)入社 2014年10月 同社取締役工場長 2016年8月 同社退職 2016年8月 当社取締役製造部長 2017年6月 取締役生産本部長(現任)	47,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	かね だ えい ご 金 田 栄 悟 (1964年9月22日生)	1988年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年9月 同法人社員 2011年8月 同法人退職 2011年9月 公認会計士金田栄悟事務所代表（現任） 金田栄悟税理士事務所代表（現任） 2016年8月 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 公認会計士金田栄悟事務所代表 金田栄悟税理士事務所代表	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その被保険者は現任する全ての取締役を対象としております。当該契約の内容は、保険期間中に被保険者の職務の執行が起因し、損害賠償請求がなされたことによって被る被害を填補するもので、その填補に限度額を設けております。なお、各取締役候補者が再任された場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 金田栄悟氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
4. 金田栄悟氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士、税理士事務所代表としての経験、公認会計士、税理士としての豊富な監査経験や専門的知見を有していることから、これらを当社の経営の監督、経営の効率化に活かしていただけるものと判断しております。  
同氏に期待する役割は、同氏の経験や専門的知見に基づき、取締役会での議案審議等に対する積極的な発言のほか、他の取締役の職務の執行状況、経営の妥当性などの経営に関する監督や助言を行うものであります。  
現在、同氏が代表を兼職する公認会計士金田栄悟事務所及び金田栄悟税理士事務所と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。  
同氏が過去に所属していた有限責任あずさ監査法人(2011年8月退職)は、第31期(2002年5月期)まで当社との取引がありましたが、これを除き、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補者の金田栄悟氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
6. 当社は金田栄悟氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
きたむらゆうき 北村勇樹 (1985年2月19日生)	2011年12月 弁護士登録 2014年5月 中島史雄法律事務所（現中島・早川・北村法律事務所）入所（現任）	一株

- (注) 1. 北村勇樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その被保険者は現任する全ての取締役を対象としております。当該契約の内容は、保険期間中に被保険者の職務の執行が起因し、損害賠償請求がなされたことによって被る被害を填補するもので、その填補に限度額を設けております。なお、北村勇樹氏が社外取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 北村勇樹氏は補欠の社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏が社外取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 北村勇樹氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての企業法務に関する実務経験や専門的知見を有していることから、これらを当社の経営の監督、ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断しております。
- 同氏が社外取締役に就任した場合の同氏に期待する役割は、同氏の経験や専門的知見に基づき、取締役会での議案審議等に対する積極的な発言のほか、ガバナンスの観点から他の取締役の職務の執行状況、経営の妥当性などの経営に関する監督や助言を行うものであります。
- 現在、同氏が所属する中島・早川・北村法律事務所は当社との取引がありますが、その取引額は当社の事業年度における売上高の0.1%以下であることから、補欠の社外取締役としての独立性に影響はないと判断しております。これを除き、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
5. 北村勇樹氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役の西出盛久氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。その任期は、当社定款第29条の規定により、監査役の西出盛久氏の任期が満了する2023年8月開催予定の第52期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※ <sup>たか</sup> 高 <sup>くら</sup> 倉 <sup>けん</sup> 健 <sup>しょう</sup> 正 (1957年7月11日生)	1981年4月 竹田機械販売(株) (現当社) 入社 1998年6月 資材部資材課課長 2000年5月 製造部製造管理課課長 2009年12月 製造部副部長 2014年3月 監査室長 (現任)	一株

- (注) 1. 高倉健正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任監査役候補者であります。
3. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その被保険者は現任する全ての監査役を対象としております。当該契約の内容は、保険期間中に被保険者の職務の執行が起因し、損害賠償請求がなされたことによって被る被害を填補するもので、その填補に限度額を設けております。なお、高倉健正氏が監査役に選任された場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
なかしま たかし 中島 隆 (1949年11月25日生)	1976年8月 伊藤会計事務所入所 2019年2月 村西卓税理士事務所入所(現任)	一株

- (注) 1. 中島隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その被保険者は現任する全ての監査役を対象としております。当該契約の内容は、保険期間中に被保険者の職務の執行が起因し、損害賠償請求がなされたことによって被る被害を填補するもので、その填補に限度額を設けております。なお、中島隆氏が社外監査役に就任した場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 中島隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 中島隆氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、財務及び会計に関する長年の業務経験と専門的知見を相当程度有していることから、これらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。  
現在、同氏が所属する村西卓税理士事務所は当社との取引がありますが、その取引額は当社の事業年度における売上高の0.1%以下であることから、補欠の社外監査役としての独立性に影響はないと判断しております。これを除き、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
5. 中島隆氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

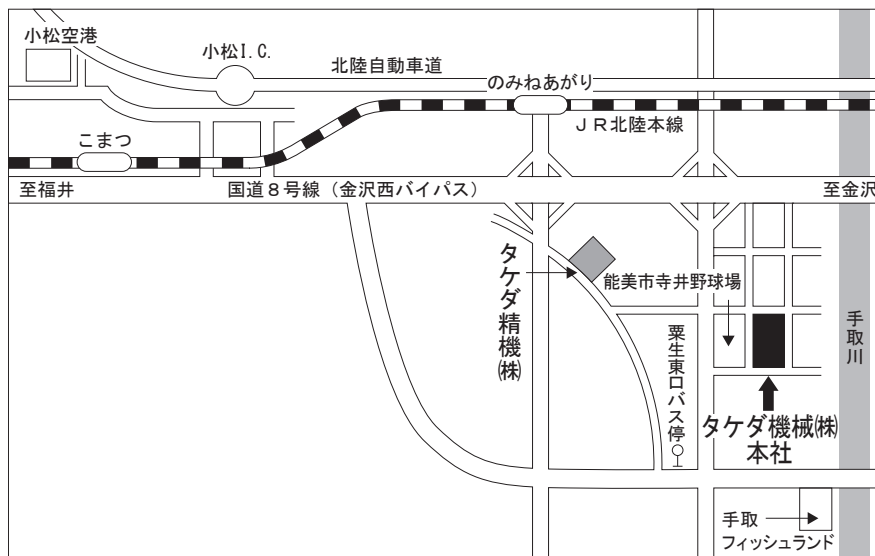
以上





## 株主総会会場ご案内図

- 場所 石川県能美市粟生町西132番地  
当社 本社3階会議室  
TEL 0761-58-8211(代表)
- 交通 小松空港 タクシー20分  
JR北陸本線小松駅下車 タクシー15分  
バス(北陸鉄道) 粟生東口バス停下車 徒歩10分



[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応として、昨年度に続き本年も同様にお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。](#)